

令和 6 年度 第 5 回香取市農業委員会総会議事録

令和 6 年 8 月 5 日

8月5日（月）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁5階大会議室に招集した。

日程第1 議案第1号 農地法第3条（委員会）

日程第2 議案第2号 農地法第4条（知事）

日程第3 議案第3号 農地法第5条（知事）

日程第4 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）
「所有権移転」「利用権設定」「農地中間管理権設定」

日程第5 議案第5号 農用地利用集積等促進計画案への意見

日程第6 議案第6号 香取市農地利用最適化推進委員の担当する区域の一部変更について

日程第7 報告第1号 農地法第18条（通知）

日程第8 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

日程第9 報告第3号 農地法第5条制限除外

1. 出席委員は18名で、その氏名は下記のとおり

1番	木	内	恒	幸	2番	成	毛	和	弘
3番	熱	田	英	夫	4番	芹	川		幹
5番	鈴	木	健	夫	6番	山	田	宏	一
7番	栗	山	雅	幸	8番	石	橋	清	勝
9番	平	川	君	子	10番	寺	島	美	幸
11番	海	老	澤	武	12番	飯	森		孝
14番	片	野	壽	夫	15番	富	澤	克	彦
16番	菅	谷	樹	雄	17番	鵜	澤	幹	司
18番	林		藤	江	19番	伊	藤		寛

1. 欠席委員 1名

13番 高 松 多可史

事務局職員出席者

管理班長	鴫	田	静	子	農地班長	越	川	泰	克
副主幹	林		光	夫	主査	菅	谷	和	美

開会 午後 3時05分

議長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は18名でございます。欠席委員は、13番 高松多可史委員でございます。
したがって、本日の総会は成立をしております。

◎開 会

議長 ただいまから令和6年度第5回農業委員会総会を開会いたします。

これより会議に入ります。

審議のほどよろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議長 最初に、議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

それでは、本日の議事録署名委員としまして、2番 成毛和弘委員、17番 鵜澤幹司委員の2名を指名いたします。

◎議案の提出

議長 本日の提出議案についてお諮りをいたします。

本日の提出議案は、日程第1 議案第1号ないし日程第9 報告第3号をご提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議案第1号 農地法第3条許可申請の各案件について、概要を説明します。

ページは1ページから3ページで、整理番号は1番から7番です。

整理番号1番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、贈与により所有権移転を受けるものです。

整理番号2番及び3番は、それぞれ譲受人が農業経営規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号4番、譲受人が新規就農するため、農地を借り受けるもので、賃貸借権期間は3年です。

整理番号5番、譲受人が家庭菜園を始めるため、売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号6番、譲渡人が農業経営廃止のため、売買により所有権移転を行うものです。

整理番号7番、譲受人が自宅に隣接して耕作利便のため、売買により所有権移転を受けるものでございます。

以上7件です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班班長、平川君子委員。

9番平川委員 去る7月26日金曜日、午後3時30分より市役所301会議室において、第3班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は7件であります。

案件については、書類及び写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

始めに、整理番号1番について、1番 木内恒幸委員。

1 番木内委員 整理番号1番について、都祭推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営縮小のため、農地を処分したい意向があり、農業経営の規模拡大を図りたい譲受人と、無償贈与による所有権移転の協議が調ったものです。また、申請地は、譲受人の耕作地と隣接しており耕作利便なことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号2番について、10番 寺島美幸委員。

1 0 番寺島委員 整理番号2番について、飛ヶ谷推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営縮小のため、農地を処分したい意向があり、農業経営の規模拡大を図りたい譲受人と、売買による所有権移転の協議が調ったものです。このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号3番について、11番 海老澤 武委員。

1 1 番海老澤委員 整理番号3番について、坂本推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が申請地の隣接地を耕作していることから、利便性のよい農地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大と耕作の合理性を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号4番について、12番 飯森 孝委員。

1 2 番飯森委員 整理番号4番について、高木推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営に新規参入をするため、譲渡人の農地に賃借権の設定を行うものです。また、申請地では、有機栽培によるニンニクの作付計画があり、5年後に

は有機栽培によるミニトマトの作付も計画されています。については、農業経営の実施計画書の内容においても適正であると判断されることから、賃借権設定後も農地の良好な維持管理が行われると思われます。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号5番でございますが、13番 高松多可史委員が欠席のため、事務局より代読をお願いします。

事務局主査 それでは、代読いたします。

整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が相続で農地を取得したものの、本人は農業経営を行っておらず管理ができないことから、農地を処分したい意向があり、親戚である譲受人と、売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の自宅から多少の距離がありますが、譲渡人と親戚であることから夫婦ともに愛着のある農地であり、休日を利用した通年にわたる家庭菜園として、自家消費用のジャガイモ、エダマメ、ニンジン栽培することから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。

次に、整理番号6番について、15番 富澤克彦委員。

1 5番富澤委員 整理番号6番について、現地調査を行った結果を説明します。

申請は、譲渡人が農業経営廃止のため、土地を処分したい意向があり、申請地のいずれも自宅から距離が近いため、譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 最後に、整理番号7番について、16番 菅谷樹雄委員。

1 6番菅谷委員 整理番号7番について、宇井推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営廃止のため、農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。申請地は、譲受人の自宅に隣接した耕作に

利便な農地であり、通年にわたる家庭菜園として、自家消費用の野菜を栽培することから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第4条許可申請の案件について、概要を説明します。

ページは4ページで、整理番号は1番のみです。

整理番号1番、転用目的は営農型太陽光発電施設用地で、当初許可期間の3年が終了することに伴う更新の許可申請です。

農地区分は、申請に係る農地を一時的な利用に供するために行うものであることから、不許可例外事由のCと判断しました。

なお、営農型太陽光発電施設用地の転用面積と営農面積の合計が3,000平方メートルを超えるため、千葉県農業会議への諮問案件となります。

以上1件です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班班長、平川君子委員。

9番平川委員 事前審査会の審査結果について報告いたします。

提出されました農地法第4条の案件は1件であります。

書類等で審査した結果、農地法第4条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、11番 海老澤 武委員。

1 1番海老澤委員 整理番号1番について、坂本推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

場所ですが、〇〇〇〇〇を〇〇〇方面に向かうと、〇〇〇の〇〇〇に〇〇〇〇〇〇があります。その〇〇〇になります。

申請人は、〇〇在住の〇〇〇〇であります。

申請地は、既に一時転用3年の許可を受けた農地であり、期間満了に伴う再申請となります。

支柱に設置される太陽光パネルは、地上高が2メートル以上確保され、配置も周辺の営農に支障がないと考えられます。

申請地では、水はけの悪さから、ミョウガの栽培を断念し、今後は、パネル下部での原木シイタケを栽培し、日が当たる部分では、イチジクの栽培を計画しております。

下部農地における営農計画及び資金計画も妥当であり、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第5条許可申請の各案件について、概要を説明します。

ページは5ページから6ページで、整理番号は1番から6番です。

整理番号1番、転用目的は資材置場用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、集落に接続していることから、不許可例外事由Iと判断しました。

整理番号2番、転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、第2種農地と判断しました。

整理番号3番及び4番は、同一事業計画者のため、一括して説明をします。

転用目的は事務所及び倉庫用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、第2種農地と判断しました。

整理番号5番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、集落に接続していることから、不許可例外事由Iと判断しました。

整理番号6番、転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、第2種農地と判断しました。

なお、転用面積が3,000平方メートルを超えるため、千葉県農業会議への諮問案件となります。

以上6件です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班班長、平川君子委員。

9番平川委員 事前審査会の審査結果について報告いたします。

提出されました農地法第5条の案件は6件であります。

書類等で審査した結果、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

いたしました。

続いて、整理番号3番、4番について、五喜田推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

まず、場所ですが、〇〇〇〇を〇〇方面に〇〇キロほど行きますと、〇〇に〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇があるんですが、その先の〇〇を〇〇に入って、〇〇キロほど行った〇〇の場所になります。

譲受人は、〇〇にて〇〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇等の〇〇の〇〇〇を営む法人です。

現事業所の敷地が狭く、近年の〇〇の増加も相まって、〇〇の保管スペースが慢性的に不足している状況のため、現事業所から〇〇〇〇〇、〇〇搬送に適したアクセスのよい申請地に、移転を計画したものであります。

事業計画は、事務所1棟、倉庫2棟の建設を予定しております。土砂の搬出入は行わず、敷地内での切り盛りで整地を行います。また、隣接地境界はコンクリート土留めを設置し、周辺への土砂流出を防ぎます。

申請地では、雨水は敷地内浸透処理とし、汚水・雑排水は浄化槽にて処理後、蒸発拡散装置にて処理いたします。

なお、申請地は土地改良区の受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号5番について、16番 菅谷樹雄委員。

16番菅谷委員 整理番号5番について、宇井推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

その前に、この資料では農振地域と書いてありますが、たしか農振地域外だったように思います。第1種農地ではありますが。後で確認していただきたいと思います。

場所は、〇〇〇〇の〇〇の〇〇の〇〇になります。

譲受人は、現在アパート住まいですが、手狭になったため、〇〇〇〇に近い申請地に専用住宅を建築するものです。

申請地では、整地のみで埋立て等を行わず、隣接地境界には土砂等の流出がないよう土留めをします。

排水についてですが、雨水は地下浸透による宅内処理とし、汚水・雑排水は浄化槽にて処理後、市道側溝へ放流します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 最後に、整理番号6番について、17番 鵜澤幹司委員。

17番鵜澤委員 整理番号6番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。なお、齋藤推進委員には電話で連絡してございます。

まず、場所ですが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇より〇〇〇方面に向かいますと、〇〇の〇〇がございす。その〇〇を〇〇していただいて、約〇〇メートル〇〇〇〇〇を行くと、〇〇に〇〇〇〇〇がございす。その〇〇が〇になっておりますが、その〇の〇が畑になっていすので、その場所であります。

譲受人は、〇〇〇に所在する太陽光発電事業などを営む法人で、小規模な農地である申請地を有効活用し、安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものであります。

申請地は、整地のみで、埋立て等はいりません。

排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理し、また、隣接農地と高低差や勾配はなく、土砂等の流出のおそれはありません。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

まず、先ほどの菅谷樹雄君の質疑について、説明願います。

事務局農地班長 先ほどの農振地域についてですけれども、〇〇〇〇では全て農地は農振地域、いわゆる白地指定しておりますので、この表記で間違いありません。

農振農用地、いわゆる青地の場合、別の表記が入りますので、あと、都市計画用途地域とかではないので、全て農振地域の網かけ、いわゆる白地指定になっています。

議長 それでは、ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第19条、農用地利用集積計画の各案件について、概要を説明します。

案件につきましては、7ページの整理番号1番から11ページの整理番号5番までが所有権移転、12ページの整理番号6番が利用権設定、13ページの整理番号1番から29ページの整理番号453番までが農地中間管理権設定です。

以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 議案第4号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議をいたします。

始めに、議案第4号、農地中間管理権設定の整理番号30番から37番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号、整理番号30番から37番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号、整理番号30番から37番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第4号、農地中間管理権設定の整理番号239番から241番、252番から255番、317番から320番、448番から453番について、審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号、整理番号239番から241番、252番から255番、317番から320番、448番から453番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号、整理番号239番から241番、252番から255番、317番から320番、448番から453番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第4号、農地中間管理権設定の整理番号246番、384番について、審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○ ○委員の退場を求めます。

(○番 ○○ ○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第４号、整理番号246番、384番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第４号、整理番号246番、384番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○ ○委員の入場を許可します。

（○番 ○○ ○委員 入場・着席）

議 長 次に、議案第４号、農地中間管理権設定の整理番号261番から265番について、審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

（○番 ○○○○委員 退場）

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第４号、整理番号261番から265番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第４号、整理番号261番から265番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

（○番 ○○○○委員 入場・着席）

議 長 次に、議案第４号、農地中間管理権設定の整理番号399番、400番について、審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

（○番 ○○○○委員 退場）

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号、整理番号399番、400番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号、整理番号399番、400番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第4号の34件の案件を除く425件について、審議いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第4号の34件の案件を除く425件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第4号の34件の案件を除く425件について、原案のとおり決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用集積等促進計画案への意見について、概要を説明します。

ページは30ページから33ページで、整理番号は1番から121番で耕作者の変更となります。

以上の案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第2項の要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 議案第6号

議長 日程第6 議案第6号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第6号 香取市農地利用最適化推進委員の担当する区域の一部変更について、管理班長よりご説明申し上げます。

事務局管理班長 説明いたします。

議案書34、35ページをご覧ください。35ページが新旧対照表となっております、表中の右側が改正前、左側が改正後となっております。

農地利用最適化推進委員については、農業委員会等に関する法律第17条第2項に、「農業委員会は推進委員を委嘱しようとするときは、各推進委員が担当する区域を定めなければならない」と定められており、この規定に従いまして、香取市農地利用最適化推進委員の担当する区域を定める告示により、各区域及び委員定数を定めているところでございます。

このたび、令和7年4月の委員改選に向けて行われます委員募集の際にも、柔軟な対応が図れますよう、小見川中央・東・南地区の定数2名、小見川西・北の定数3名の枠を、小見川地区1枠、定数5名と変更したく、告示の一部改正を行うため、総会の承認を必要とするものでございます。

ご審議のほどお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 香取市農地利用最適化推進委員の担当する区域の一部変更については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第7 報告第1号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、通知件数は14件です。

◎日程第8 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号 農地法第3条の3、相続等による権利移動の届出について、届出件数は8件です。

◎日程第9 報告第3号

事務局農地班長 報告第3号 農地法第5条制限除外について、除外件数は67件です。

なお、本報告は、〇〇地先での〇〇〇〇〇〇〇改修工事に係るもので、〇〇事業者が行う事業に供するものでございます。

以上、報告します。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案は全て審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会はこのをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時50分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人